

地方税法施行規則の一部を改正する省令の概要について

平成22年3月
総務省

1 改正の趣旨

地方税法の一部改正及び同法施行令の一部改正に伴い、関係税目の細目について、所要の規定の整備等を行う。

2 主な改正の内容

- (1) 固定資産税等に係る課税標準の特例措置等について、特例の対象となる固定資産の細目を定める。
- (2) 自動車取得税及び自動車税に係る特例の対象となる自動車の細目を定める。
- (3) 地方たばこ税の手持品課税に係る申告書の様式及び納付方法等を定める。

3 施行期日

原則として平成22年4月1日から施行する。